

## 入札説明書

- 1 案件名称  
市道北堀 1 7 号線道路舗装工事
- 2 公告共通事項  
竹原市ホームページに掲載（ダウンロード可）
- 3 入札条件
  - (1) 入札は、仕様書、設計書、図面、入札説明書及び関係書類ならびに現場など熟覧のうえ、広島県・市町村共同利用電子入札システムにより行うこと。
  - (2) 入札者は、建設業法、同法施行令、同法施行規則、竹原市契約規則、竹原市建設工事執行規則、その他の関係規程及び市の各種契約約款を承諾のうえ、入札すること。
  - (3) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
  - (4) 建設業法に違反する一括下請け契約、いわゆる裏ジョイント契約、その他不適切な形態による下請け契約により工事を実施する等、契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
  - (5) 指名競争入札について、入札者が 1 者である場合は、入札は不成立とする。  
ただし、災害復旧工事等による指名競争入札については、入札者が 1 者であっても入札は成立することとする。
- 4 留意事項  
落札者は、落札決定の日から 5 日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には、落札後 5 日以内に仮契約（議会で可決後本契約が成立する旨の仮契約書）を締結すること。
- 5 必要工事日数又は完成期限  
令和 7 年 3 月 3 1 日
- 6 最低制限価格算出について  
本工事の工事区分は ① とする。
- 7 契約保証金について  
契約保証金は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上とする。
- 8 契約保証金の免除等  
竹原市契約規則第 3 3 条による。
- 9 支払の条件
  - (1) 前払金  
設計金額が 1 3 0 万円以上の場合、契約金額の 4 0 % 以内とする。
  - (2) 中間前払金  
設計金額が 1 3 0 万円以上の場合、契約金額の 2 0 % 以内とする。  
ただし、設計金額が 1, 0 0 0 万円以上かつ工事期間が 3 月以上の契約の場合、契約時に部分払いに代えて中間前払金を選択している場合に限る。
  - (3) 部分払  
出来形に対する請負代金相当額の 1 0 分の 9 以内をもって 1 回を限度とする。  
ただし、設計金額が 1, 0 0 0 万円以上かつ工事期間が 3 月以上の契約で契約時に中間前払金に代えて部分払いを選択している場合に限る。
  - (4) 完成払

## 最低制限価格の算出方法を見直しました

下に掲げる表へ、工事の予定価格算出の基礎となった各費用を適用することにより求められた（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）の金額に対し、それぞれに次に示す割合を乗じたうえで、それらを合算したもの（1,000円未満の端数は切り上げ）が最低制限価格となる。

|                  |         |
|------------------|---------|
| （ア）直接工事費         | 100分の97 |
| （イ）共通仮設費（積上分＋率分） | 100分の90 |
| （ウ）現場管理費         | 100分の90 |
| （エ）一般管理費等        | 100分の68 |

※1 上記の算出方法で求められた価格が予定価格の100分の75に満たない場合にあっては、100分の75（1,000円未満の端数は切り上げ）、予定価格の100分の92を超える場合は100分の92（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。

※2 工事区分が複数にまたがる工事においては、それぞれの工事区分において最低制限価格を求めたうえで、それらを合算したものが工事全体の最低制限価格となる。

| 工事の種類 |                                             | 最低制限価格の算出に用いる工事費内訳                                       |          |                        |                            |                |
|-------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------|------------------------|----------------------------|----------------|
|       |                                             | 直接工事費<br>（ア）                                             | 共通仮設費（イ） |                        | 現場管理費<br>（ウ）               | 一般管理費等<br>（エ）  |
|       |                                             |                                                          | 積上分      | 率分                     |                            |                |
| 土木工事  | ①下記以外の土木工事                                  | 直接工事費                                                    | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分                | 現場管理費                      | 一般管理費等         |
|       | ②鋼橋製作                                       | 直接工事費＋材料費＋製作費＋工場塗装費＋輸送費＋架設費                              | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分＋間接労務費          | 現場管理費＋工場管理費                | 一般管理費等         |
|       | ③電気（一般工事）                                   | 直接工事費＋直接製作費（機器費×0.6）                                     | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分＋間接労務費（機器費×0.1） | 現場管理費＋工場管理費（機器費×0.2）＋機器間接費 | 一般管理費等＋機器費×0.1 |
|       | ④電気（鉄塔・反射板工事）                               | 直接工事費＋直接製作費（機器費×0.6）                                     | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分＋間接労務費（機器費×0.3） | 現場管理費＋工場管理費（機器費×0.1）＋機器間接費 | 一般管理費等         |
|       | ⑤機械設備                                       | 直接工事費＋直接製作費                                              | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分＋間接労務費          | 現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費    | 一般管理費等         |
| 建築工事  | ⑥建築（建築機械設備、建築電気設備等を含む）                      | 直接工事費×0.85                                               | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分                | 現場管理費＋直接工事費×0.15           | 一般管理費等         |
|       | ⑦昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事           | 直接工事費×0.8                                                | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分                | 現場管理費＋直接工事費×0.2            | 一般管理費等         |
| 下水道工事 | ⑧下水道電気設備<br>下水道機械設備<br>電気設備（水道）<br>機械設備（水道） | 直接工事費＋機器費×0.6                                            | 共通仮設費積上分 | 共通仮設費率分＋機器費×0.1        | 現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2  | 一般管理費等＋機器費×0.1 |
| ⑨その他  |                                             | 特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲で定める。 |          |                        |                            |                |